

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金により造成した基金を用いた事業の基金補助事業の対象事業費の精算が過大

1件 不当金額(支出) 440万円

1 補助事業の概要

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業は、我が国製造業等を支えるものづくり産業基盤等の底上げを図ることなどを目的として、平成24年度から26年度までの各年度に、全国中小企業団体中央会(基金設置法人)が、中小企業庁からものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金の交付を受けて、ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金を造成したものである。基金設置法人は、交付要綱等に基づき、試作品の開発や設備投資等を行う中小企業者等に対して、機械装置費等を対象として、基金を取り崩して補助金(基金補助金)を交付している。また、基金設置法人は、基金補助金の交付を受けて宮城県内において実施する事業(基金補助事業)に係る公募、交付決定、基金補助事業の実施者に対する確定検査等の事務を、中小企業庁が公募により選定した宮城県中小企業団体中央会(受託事業者)に委託している。株式会社ひよこ会は、障害者の就労支援を兼ねた小豆等の栽培及びそれらを使用した菓子の試作・開発を行うために、27、28両年度に、冷蔵庫、オーブン等の機械装置を購入するなどの基金補助事業を、事業費1546万円(基金補助対象事業費1437万円)で実施したとする実績報告書を受託事業者に提出し、受託事業者による確定検査を受けた上で、基金補助金884万円(国庫補助金相当額同額)の交付を受けていた。

2 検査の結果

同会社は、上記機械装置の購入費等について、虚偽の請求書等を取引業者に作成させるなどして基金補助対象事業費を水増していた。

したがって、真正な請求書等に基づいて適正な基金補助対象事業費を算定すると667万円となり、前記の基金補助対象事業費1437万円との差額769万円が過大に精算されていて、これに係る取り崩された基金440万円(国庫補助金相当額同額)の使用が適切でなく、不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	間接補助事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 補助対象 事業費等	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認 める補助 対象事業 費等	不当と認 める国庫 補助金等 相当額
中小企業 庁	全国中小企 業団体中央 会 〈東京都中 央区〉	株式会社ひよ こ会 〈宮城県岩沼 市〉 (事業主体)	ものづくり中 小企業・小規 模事業者試作 開発等支援	平成 27、28	円 1546万 (1437万)	円 884万	円 769万	円 440万